

平成28年(ワ)289号 伊方原発運転差止等請求事件 外

原 告 [REDACTED] 外

被 告 四国電力株式会社

準備書面45

(地すべり:要約版)

2022(令和4)年3月7日

広島地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 能勢 顯 男



同 弁護士 胡田 敏



同 弁護士 前川 哲 明



同 弁護士 竹森 雅泰



同 弁護士 橋本 貴司



同 弁護士 村上 朋矢



同 弁護士 松岡 幸輝



同 弁護士 河合 弘之



1 地すべりについて

地すべりは、斜面の一部の土塊が土層中に形成されたすべり面（移動する土塊と移動しない土層との境目となる面）を境に重力によって下方に移動する現象である。

準備書面7の7～10頁で挙げたように、地震を誘因とする地すべりによって崩土等の被害が発生した事例があるところ、本件原発でも、地震を誘因として地すべりを引き起こす危険性が極めて高い。

2 本件原発の敷地及び周辺地盤の岩質からくる危険性

- (1) 本件原発の立地する佐田岬半島は、三波川帯に属する。三波川帯に分布する片岩類には、一般に著しい片理が発達しており、薄く板状あるいは小片状に割れやすいという性質がある。こうした片理や変形時の破断などによって脆弱な地盤となつているため、三波川帯の片岩類分布地域には多数の地すべり地が発達しており（甲B116），三波川帯は日本でも有数の地すべり発生地帯である（甲B117）。
- (2) 伊方1号炉訴訟の際、地質学の専門家である生越忠和光大学教授が、鑑定人として、鑑定書（甲B118）を作成している。

鑑定結果は、本件原発の原子炉設置場所及びその付近の地盤は、三波川結晶片岩から構成され、新鮮な小岩片についてみると、堅硬・均質な岩質を有するが、部分によっては結晶片岩の特性である片理が著しく発達し、また、節理や断層で切られ、更に、低角度のすべり面によって大小のレンズ状岩体に破断されているところが少なくないため、巨視的に見ると、新鮮で堅硬・均質ないわゆる一枚岩的岩質を有するものとはいがたいこと、本地点の結晶片岩には、大小の断層が多数存在し、大部分の断層は、露頭面で開口しており、断層面に沿って空気や雨水が浸透し、風化が著しく進み、断層のなかには破碎帯をなしているものもあること、本地点にみられる断層のうちかなりの多くのものは、本地点の前面沖合の伊予灘海底を通過する中央構造線の運動とともに生成されたものである可能性が大きいこと、三波川結晶片岩地帯は、日本有数の地すべり多発地帯であり、佐田岬半島北岸部にも、多くの地すべり危険箇所が存在しており、本地点の周辺地域では、過去において多

数の地すべりが発生している事実があり、開発に伴う人工的な地形の変化などによって、従来は地すべり発生の記録がなかった場所に、最近に至って地すべりが発生している事実などに鑑み、本件原発の建設にともなって地形の人工的変化が大規模に行われた本地点でも、将来、地すべりが発生する可能性は決して少なくないことが等から、「本地点の地盤は、原子炉施設のようなきわめて重要、かつ、巨大な構造物を設置するための基礎としては、適合性を有しない」というものであり、本件原発の敷地及び周辺地盤の岩質からくる危険性は明らかである。

3 現に本件原発周辺で近時においても地すべりが多発していること

本件原発の建設に際して造られた国道197号名取トンネルでは、地すべりが頻発し、構造物を閉塞に追い込んだ（甲B119）。

本件原発の敷地東側の斜面でも、過去に斜面変動が生じており、現に本件原発周辺斜面で土砂崩れが発生し、土砂が原発敷地内に流入する事態が生じている（甲B120）。

また、平成28年には、本件原発の南側を走る県道255号線の一部を含む原発敷地境界付近の斜面で、約20m幅にわたり斜面が崩壊する土砂崩れが発生し、土砂が原発敷地内に流入するという事態が生じた（甲B121）。

このように、実際に、本件原発の周辺斜面において崩壊が生じ、かつ土砂が原発敷地内に流入しているのであり、地形的、地質的に見て、本件原発の敷地及び周辺地盤が、地すべりの具体的危険性を抱えていることは明らかである。

4 地すべりの誘因となる巨大地震が発生する可能性が高いこと

古くは、生越教授が「中央構造線は本地点の前面沖合数百mの至近距離に位置する可能性があること、本地点は地震予知連絡会が特定観測地域のひとつに指定した伊予灘・安芸灘地域にふくまれ、過去の記録によれば、 53 ± 11 年の周期でマグニチュード7クラスの大地震が繰り返して発生している場所であること、などの諸点を併わせ考えるとき、本地点が原子炉設置場所としての適合性を有しないことは、いっそう明らかになるといえよう」（甲B118）と指摘している。

近時は、地震調査研究推進本部地震調査委員会が、「石鎚山脈北縁西部の川上断層から伊予灘の佐田岬北西沖に至る区間が活動すると、マグニチュード8.0程度もしくはそれ以上の地震が発生すると推定され」、「断層帯全体が同時に活動した場合は、マグニチュード8.0程度もしくはそれ以上の地震が発生すると推定される」（甲B31）と発表し、愛媛県県民環境部防災局危機管理課が、南海トラフ巨大地震による最大震度は、本件原発の立地する伊方町においても最大震度7と推定されている（甲B122）ように、本件原発の敷地及び周辺斜面において、巨大地震を引き金として地すべりが発生する危険性は極めて高い。

5 本件原発の立地からくる危険性

3号機の原子炉建屋の南側斜面は、高さが地上約82メートル、そのうち地上から32メートル付近までは傾斜が60度もある急斜面である。そこから上の部分も、傾斜が約45度の斜面となっている。また、敷地の斜面は、20度～30度の勾配で、北に傾斜している。

地震による地すべりは、傾斜10～25°の緩やかな斜面でも発生する（甲B105、甲B107）。本件原発は特に周辺斜面が急傾斜であり、敷地についても地震による地すべりが十分考えられる傾斜である。

6 地すべりが本件原発に与える影響

以上のとおり、本件原発の敷地及び周辺地盤は、地形的・地質的にみて、地すべりの具体的危険性を抱えている。加えて、地すべりの誘因となる地震、すなわち中央構造線断層帶あるいは南海トラフ地震等の発生が、近いうちに確実に予想されている。よって、本件原発の敷地及び周辺地盤が地すべりにより崩落し、原子炉そのものを損傷したり、土砂が原子炉建屋等重要施設へ衝突するなど、本件原発に重大な影響を与える事態が発生し、原告らの生命、身体、精神及び生活の平穏、あるいは生活そのものに重大かつ深刻な被害が発生する具体的危険性があることは明らかである。

以上